

改正

平成17年11月28日条例第22号

平成28年3月11日条例第6号

令和5年3月22日条例第7号

仁木町情報公開条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町の保有する公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、開かれた町政を一層推進し、町民全体の町政の発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 この条例に基づいて公文書の開示を実施する、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関が作成し、又は取得し、かつ、管理している次のものをいう。

ア 文書、図面及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

イ 電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するもの

(3) 公文書の開示 実施機関がこの条例の規定により公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運営に当たっては、公文書の開示を請求する町民の権利を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の開示その他の事務を迅速に処理するなど、この条例に定める情報公開制度の利用者の利便に配慮しなければならない。

(公文書の管理等)

第4条 実施機関は、この条例に定める情報公開制度の的確な運用を図るよう、公文書の分類、保存、廃棄等、公文書の管理を適切に行うとともに、公文書の検索に必要な資料を作成するものとする。

(利用者の責務)

第5条 この条例の規定により、公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に反して利用してはならない。

第2章 公文書の開示の制度

(公文書の開示を請求できる者)

第6条 町の区域に住所を有する者のほか、この条例の目的に即して町政に関する情報を適正に利用しようとする個人及び法人その他の団体。

(実施機関の開示義務)

第7条 実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下、「開示請求」という。）があったときは、当該請求に係る公文書は原則として開示しなければならない。

(開示してはならない情報)

第8条 実施機関は、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている公文書については、前条の規定にかかわらず開示してはならない。

(1) 個人の氏名、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧できるとされている情報

イ 公開することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許等に関する情報で、公開することが公益上必要と認められるもの

エ 職務の遂行に係る場合の公務員又は公務員であった者の氏名、地位及び当該職務に関する情報

(2) 法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の規定の解釈上その旨が明らかである情報

(開示しないことができる情報)

第9条 実施機関は、次の各号に該当する情報については、当該情報の記載されている文書の開示をしないことができる。

(1) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上、若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの

(2) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(3) 開示することにより、町政の公平又は円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある次に掲げる情報

ア 町の内部機関、機関相互における審議、検討又は調査等に関する情報であつて、開示することにより当該審議、検討又は調査等に著しい支障があるもの

イ 試験、検査、取締り、争訟、入札、用地買収その他町の行う事務事業に関する情報であつて、当該事業の性質上、開示することにより当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障があるもの

ウ 町と国等との間における照会、検討、協議等に関する情報であつて、開示することにより、その協力関係に著しい支障があるもの

(部分開示)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次に掲げる情報が記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって開示の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。

(1) 第8条各号のいずれかに該当する情報

(2) 前条各号のいずれかに該当する情報

(公文書の存在の有無に関する情報の取扱い)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体、財産、又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該公文書の存在の有無を明らかにしないことができる。

(公文書の開示請求の手続き)

第12条 公文書の開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 開示を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
(公文書の開示の決定及び通知)

第13条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に開示するかどうかを決定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定することのできない正当な理由があるときは、その期限を15日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由を開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を書面により開示請求者に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、前項の場合において、請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないことを決定したときは、前項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、開示請求に係る公文書について公文書の開示をしないことを決定した場合において、当該公文書の全部又は一部について、開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を第3項に規定する書面に付記するものとする。
- 6 第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が開示をするかどうかの決定をしないときは、開示請求者は、開示しないことを決定したとみなすことができる。

(公文書の存在の有無を明らかにしない決定)

第14条 実施機関は第11条の規定により公文書の存在の有無を明らかにしないときは、開示請求があつた日の翌日から起算して15日以内に、その旨の決定をしなければならない。

- 2 前条第3項の規定は、前項の決定について準用する。

(公文書の不存在の通知)

第15条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求があつた翌日から起算して15日以内に当該公文書が存在しない旨の通知をするものとする。

(第三者に対する意見の聴取等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る公文書に町及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合であつて、必要があると認めるときは、当該情報に係る第三者の意見を聴くものとする。

2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、公文書の開示を決定したときは、速やかにその旨を当該第三者に通知するものとする。

（公文書の開示の実施）

第17条 実施機関は、第13条第1項の規定により公文書の開示を決定したときは、開示請求者に対し、速やかに当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、公文書を開示することにより、当該公文書を汚損し、又は破損する等のおそれがあると認められるときは、公文書の写しにより開示することができる。

3 公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

4 第2項の規定により、公文書の写しにより開示する場合において、開示請求者が当該公文書の写しを郵送等によって送付することを求めたときは、これを認めるものとする。

（手数料等）

第18条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者が、開示に係る公文書の写しの交付又は送付を求めたときにおけるこれらの費用は、当該請求者が負担しなければならない。

（救済手続）

第19条 第13条第1項若しくは第14条第1項の決定若しくは第15条の通知又は開示請求に係る不作為について不服のある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項に規定する不服申立てがあつたときは、当該申立てが明らかに不適法である場合を除き、遅滞なく、仁木町情報公開・個人情報保護審査会（次項において「審査会」という。）に、当該不服申立てに対する裁決について諮問しなければならない。

3 審査会は、前項に規定する諮問があつた日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決をしなければならない。

5 第1項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第3章 削除

第20条から第26条まで 削除

第4章 情報提供の総合的推進

(情報提供施策の充実)

第27条 実施機関は、町民が町政に関する情報（政策形成過程にあるものを含む。）を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(会議の公開)

第28条 実施機関に置く附属機関（地方自治法第138条の4第3項に規定する調停、審査、諮問又は調査のための機関）及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないとき、この限りでない。

(出資法人等の情報公開)

第29条 町が出資その他財政上の援助を行う法人等であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、その保有する文書の開示に努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人等が保有する文書であって、出資法人等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。
- 3 前項の規定により実施機関が出資法人等に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧又はその写しの交付手続き、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

(指定管理者の情報公開)

第29条の2 指定管理者（町が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法244条第1項に規定する公の施設に係るものの公開に努めるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する文書について準用する。この場合において、これらの規定中「出資法人等」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第5章 補則

(町長の調整)

第30条 町長は、町長以外の実施機関に対し、情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(運用状況の公表)

第31条 町長は、毎年度終了後3ヶ月以内に、各実施機関におけるこの条例の運用状況について、公表するものとする。

(他の制度との調整)

第32条 この条例の規定は、他の法令等の規定により、公文書を閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる場合における当該公文書の閲覧及び写しの交付については、適用しない。

(委任)

第33条 この条例(第3章を除く。)に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(制度の改善)

第34条 町長は、この条例に定める諸制度を適正に運用するよう努めるとともに、必要に応じてその改善を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第20条の規定は平成16年4月1日から施行する。(平成16年6月規則第11号で、同16年7月1日から施行)

(適用区分)

- 2 この条例は、平成16年4月1日以降に作成し、又は、取得した公文書について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成16年3月31日以前に作成し、又は、取得した公文書で、公開のために整理が終わったものとして実施機関が指定したものについては、その指定した日から適用する。

附 則 (平成17年11月28日条例第22号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月11日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(仁木町情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 実施機関の決定若しくは通知又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の決定若しくは通知又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月22日条例第7号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条第1項の規定は、公布の日から施行する。

（委員の委嘱に関する準備行為）

第2条 町長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第6条第1項の規定の例により、審査会の委員を委嘱することができる。この場合において、その委嘱された委員は、施行日において同項の規定により委嘱されたものとみなす。

2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員のうち、この条例の施行の際現に次条の規定による改正前の情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第20条第1項の規定により設置された仁木町情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）の委員である者又は仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の仁木町個人情報保護条例（平成16年仁木町条例第11号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第37条第1項の規定により設置された仁木町個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）の委員である者の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、旧情報公開審査会の委員又は旧個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間とする。

（旧情報公開審査会の廃止に伴う経過措置）

第4条 施行日前に旧情報公開審査会にされた不服申立てに関する諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧情報公開審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第25条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。